| 公 |  | 表 | 日 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 令和 | 2 年 | 8 月 | 3 日 |

随意契約結果及で契約の内容

| 工事の名称 | 国道 3 号 千歳橋補修工事 |
| :--- | :--- |
|  |  |
| 工事概要 |  |
| 別紙のとおり |  |

## 契約理由書

1．件 名 国道3号 千歳橋袖修工事
2．履行場所 佐賀県鳥恓市高田町地先外
3．契約の相手方 住 所：福岡市中央区渡辺通二丁目4番8号
会社名：株式会社富士ピー・エス 九州支店
電 話：092－791－3460
4．契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第三号
5．当該工事の目的•内容及ひ契約に付する理由
1）当該工事の目的
本工事は，国道3号に架かる干歳憍（橋長171m）の補修工事を行うものである。
2）工事の内容
外ケーブル取替工 1式，橋梁補修工 1 式，足場工 1 式
3）随意契約に付する理由
本工事は，連続ケーブル桁吊工法で設置した外ケーブルの補修を行うなど，高度な技術力が必要であ り，種々の課題に対して，施工学独自の高度な技術力が必要であることから，発注にあたっては，設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる発注方式（技術協力•施工（EC）タイブ）を採用した。

設計段階から施工者か関与する技術提案•特定にあたつては，本工事を遂行するために必要な「技術協力業務の実施に関する提案」，「外ケーブルの損歓状況をとらえた有効な補修工法の提案」「現道交通 への影響の最小訛に有效な工法等の提案」，「河川以何にけるる出水期施工可能な工法の提案」において，総合的に最も優れた提案が行われていた株式会社富土ピー・エス 九州支店を優先交涉権者とし，技術協力業務を契約絃結するとともに，工事の価格交渉を行い交涉が成立したところである。

本工事は，この技術脇力業務を反映した設計•施工計画に基づき工事を行うことから，技術提寀者で ある株式会社富士ピー・エス九州支店が工事実施可能な唯一の者である。

よって，会計法第 29 条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により，株式会社富士ピー・エス 九州支店と随意契約を䋨結するものである。

佐賀国道事務所 道路保全課長

